平成２６年（フ）第２５１号
大阪市淀川区三津屋南３丁目５番14号　ハートランド淀川
債務者　平田　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番７―310号
債務者　石井　　梓（旧姓田阪）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１号
熊本市北区池田３丁目３番32号、前住所熊本県阿蘇郡西原村大字小森3169番地１
債務者　田代　正隆
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３８３号
名古屋市熱田区横田１丁目１番17号　レインボー東高蔵203号
債務者　笹本　　馨
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８７号
福岡市早良区賀茂４丁目28番３―103号
債務者　久和　　妙
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５５号
福岡市中央区小笹４丁目４番4035号
債務者　今乃家・イマージフーズこと　今田　健二
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３８号
福岡市博多区比恵町12番６―506号
債務者　能村　謙児
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４０号
福岡市城南区梅林１丁目26番24―102号
債務者　小林　治子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９１号
福岡県太宰府市連歌屋２丁目14番21号
債務者　坂本　倫啓
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５０号
福岡市東区舞松原５丁目８番17―205号
債務者　岩下　京加（旧姓名西田泰規・岩下泰規）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６３号
福岡県福津市宮司２丁目８番６号
債務者　徳永　佐季（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７９号
福岡市南区清水２丁目20番４―1001号
債務者　左村　英正
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８７号
福岡市早良区高取１丁目１番28―1101号
債務者　山本　龍栄
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９３号
福岡市南区野多目３丁目１番２―701号
債務者　石田　亮司
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１１号
福岡県糸島市曽根733番地５
債務者　村田　宮夫
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１６号
福岡県筑紫野市湯町１丁目６番26―102号
債務者　岩永恭司郎
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２３号
福岡市城南区堤１丁目13番１―211号
債務者　平賀　猛夫
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３９号
福岡市南区柏原１丁目２番33号
債務者　馬場真由美（旧姓鬼木）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部